

令和8年度実施

横浜市職員（埋蔵文化財専門職員）採用選考 受験案内

受付期間:令和8年6月26日(金)午前10時00分～7月13日(月)午前10時00分

※インターネット(横浜市電子申請・届出システム)受付のみ

第一次選考:令和8年8月2日(日)

《問合せ》横浜市教育委員会事務局 職員課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

電話 045-671-4168

メールアドレス ky-syokuin@city.yokohama.lg.jp

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

職種	埋蔵文化財専門職員
採用予定人員	数人
主な職務内容	教育委員会事務局において埋蔵文化財等に関する開発事業者との調整・指導、試掘及び発掘調査監理、普及啓発、その他文化財の保護等に関する業務に従事します。

2 採用予定日

令和9年4月1日

※採用の時期は、原則として令和9年4月1日となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。

3 受験資格

選考の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の選考は受験できません。最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合、合格を取り消します。

(1) 次の条件を全て満たす人としてします。

ア 昭和40年4月2日から平成17年4月1日までに出生した人

イ 学校教育法に定める大学(短期大学を除く。)若しくは大学院で、考古学の専門課程を修め卒業した人又は令和9年3月までに卒業若しくは修了見込みの人

(2) 次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法(抜粋)(欠格条項)

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

外国籍職員の担当業務について

外国籍の方が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

1 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

- (1) 公権力の行使にあたる業務について
公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務、その他公権力の行使に該当する業務

- (2) 公の意思の形成に参画する職について
公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算査定、組織人事労務管理など）が該当します。

2 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の1(1)(2)に該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

4 資格の証明に係る提出書類

- 発掘調査実績書

- 大学の卒業（見込）証明書（大学院卒業の場合は、左記に加えて修了（見込）証明書）

※発掘調査実績書の様式は、横浜市教育委員会募集・採用Webサイトからダウンロードできます。

※申込時にデータファイルをアップロードしていただきます。

5 選考の内容、日時・会場及び合格発表

選考科目			日時・会場	合格発表
第一次選考	一般教養 (択一式) (120分)	公務員として必要な一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情、人文科学、自然科学など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験	令和8年8月2日（日） 午前9時30分着席 横浜市庁舎 9時15分までに、市庁舎3階エレベーターホール前にお越しください。 (〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10) ※終了予定時刻：午後3時30分	令和8年 8月24日 (月) (予定) <u>合否は、第一次選考受験者全員にメールで通知します。</u>
	専門試験 (記述式) (120分)	課題に対する記述式試験		
第二次選考	実技試験 (45分)	遺物実測の実技試験	令和8年9月上旬 ※日時・会場等の詳細については、第一次選考合格者に通知します。日程の変更はできません。	令和8年 9月下旬以降 <u>合否は、第二次選考受験者全員に書面で通知します。</u>
	面接	個別面接		

※合否についての問合せは、一切お断りします。

※選考結果については、横浜市教育委員会募集・採用Webサイトに掲載します。通知が遅れる場合がありますので、同Webサイトもあわせて御確認ください。

6 勤務条件

(1) 給与

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

大学卒業後の職歴等がある場合などには、初任給は一定の基準により次の初任給の額に加算されます。そのほか住居手当、通勤手当などの諸手当がそれぞれの支給時期と支給要件に応じて支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。

<参考> 令和8年4月現在の初任給は次のとおりです。（地域手当を含む）

大学新規卒業者・・・267,844円

大学院修士課程修了者・・・281,996円

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日の年次有給休暇のほか、病気休暇・社会貢献活動休暇・結婚休暇・出産休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度などもあります。

7 申込方法

(1) 横浜市電子届出・申請システム

次のURLにアクセスし、ログインして必要事項を入力してください。（ログインにはメールアドレスとパスワードが必要です）

※申込手順の詳細については、横浜市教育委員会募集・採用Webサイトに掲載しています。

《URL》<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c5912481-e950-4928-97a3-b49132909fd5/start>

(2) 受験票の交付及び第一次選考当日の持ち物

ア 横浜市電子申請・届出システムに登録したアドレスあてに、受験票発行が可能な旨のメールを配信します。

イ 横浜市電子申請・届出システムにアクセスし、マイページ画面から受験票をダウンロード、印刷のうえ、筆記用具（シャープペンシル又は鉛筆、プラスチック消しゴム）とともに、第一次選考当日に持参してください。

ウ 令和8年7月22日（水）までに受験票発行が可能な旨のメールが届かない場合は、7月24日（金）正午までに、教育委員会事務局職員課まで連絡してください。

8 その他

(1) 問題は活字印刷文による出題です。

(2) この選考において提出された書類は、一切返却しません。

(3) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないことや、申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

(4) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

- (5) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず申込受付期間内に電話等で相談してください。
- (6) 採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用されない場合があります。
- (7) 外国籍の方で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の方です。
- (8) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。
 - ※ 横浜市的一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの3つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。